



新年あけましておめでとうございます！！ 年末年始のお休みはいかがお過ごしでしたでしょうか。本年も皆様のご要望にお応えできるよう、気持ちを新たに努力いたしますので、よろしくお願いいたします。

## ▼ 食品衛生法の改正について

平成 30 年 6 月 13 日に、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布されました。

改定内容は下記の 7 項目になります。

### ① 広域におよぶ「食中毒」への対策強化

昨年夏に関東を中心に発生した食中毒事案における課題を踏まえ、広域的な食中毒の発生・拡大防止のため、国や都道府県が相互に連携・協力を行います。新たに、「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、この協議会を活用して対応します。

### ② 原則全ての事業者「HACCP に沿った衛生管理」を制度化

これまでの一般的衛生管理に加え、HACCP に沿った衛生管理の実施が、原則として全ての食品等事業者に求められます。 ※ 今回の制度化において認証の取得は不要です。

### ③ 特定の食品による「健康被害情報の届出」を義務化

食品の安全性の確保を図るため、特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へその情報を届け出ることが制度化されました。

### ④ 「食品用器具・容器包装」にポジティブリスト制度導入

規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売の禁止等を行い、安全が担保されたものでなければ使用できない仕組みであるポジティブリスト制度が導入されました。

### ⑤ 「営業届出制度」の創設と「営業許可制度」の見直し

食品を扱う事業に関し、事業所の所在等を把握するため、届出制度が創設されました。併せて、現在の営業許可について実態に応じたものとするため、食中毒リスクを考慮しつつ、見直しが行われます。

### ⑥ 食品の「リコール情報」は行政への報告を義務化

事業者が食品の自主回収を行う場合、食品による健康被害の発生を防止するため、自治体を通して国へ報告する仕組みを作り、リコール情報の報告が義務付けられました。

### ⑦ 「輸出入」食品の安全証明の充実

輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、HACCP に基づく衛生管理や乳製品・水産食品の衛生証明書の添付が輸入要件となりました。

来月号（2月号）より、1項目ずつわかりやすく解説いたします！



お気軽にお問い合わせ下さい。

お問合せ先

マイラボHPはこちら！

人と食のために  
マイラボ食品検査センター

〒513-0836 三重県鈴鹿市国府町7756番地5

TEL 059-379-0077

FAX 059-367-7610

SUZUKA 株式会社スズカ未来

